

陳情第10号

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を
求める陳情

令和5年11月28日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により配付する。

令和6年2月26日 配付

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸

年金制度における外国人への脱退一時金の 是正を求める意見書の採択を求める陳情 受付

京丹後市 議会議長 様

5.11.28

議会事務局
総務課

陳情の要旨

- 1・脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。
- 2・生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。
- 3・72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。
- 4・厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査および改善の要望を地方から挙げて頂きたい。

陳情の理由

昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を挙げる必要があるため調査および改善を求める意見書の採択を陳情する。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年11月24日

住所：福岡県行橋市

連絡先：

第 212 回臨時国会・総理所信表明演説に対する自由民主党代表質問

令和 5 年 10 月 24 日

自由民主党・無所属の会（稲田朋美）

岸田政権の「デジタル行財政改革」は、何を改革し、何を目指すのか、総理から国民が自分ごとと感じられる分かりやすいご説明をお願いします。政治は制度をつくるだけでなく、それが現場でどう動いているか目配りし、不断に改善していくことも重要です。

我が国の国際化が進展する中で、これまで日本人を前提とした昭和の時代からの制度が、外国人に適用される際に、弊害が顕在化する場合があります。その例として、年金の脱退一時金制度があります。

日本人は年金制度から脱退することはできません。ところが、外国人が帰国する場合には、年金制度から脱退し、一時金を受給できます。永住者資格がある外国人が年金脱退一時金を受給して帰国し、その後再入国して、収入が少ないという理由で生活保護を受給することも現在の制度運営上、可能となっています。

脱退一時金制度をはじめ、在留資格制度や社会保障制度の運用の狭間で生じている課題について実態把握を進め、国民が納得できる制度に向けて改善を図るべきと考えますが、厚生労働大臣のご見解を伺います。

（武見敬三・厚生労働大臣）

稲田朋美議員のご質問にお答えをいたします。年金の脱退一時金についておたずねがありました。ご指摘の制度の運用の狭間で生じる課題について関係省庁とも連携しつつ、実態把握等を進めて、必要な改善を図ることは重要と考えております。

脱退一時金は外国の方々に特有の事情を踏まえて例外的に設けられている制度でございします。厚生労働省としては、必要な実態把握を行いながら政府内における在留資格に関する議論の状況等も踏まえ、次期年金制度改革改正に向けて必要な検討を行ってまいります。



代表質問

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、 出入国在留管理庁長官、衆議院議長、参議院議長

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和３年度は９万６千件に達し、過去１０年の累計値は７２万件を超えました。年金を受給するためには最低１０年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和５年９月２７日

行 橋 市 議 会

地方議員の先輩方へ。意見書採択の支援要請

全国すべての地方議会の諸先輩方に不躰なお願いをさせて頂いたのは、自治体にとって不可避かつ深刻な財政問題であるとともに、外国籍の方からすれば生活困窮をもたらしかねない制度運用上の課題に対し改善の協力を求めるためです。近い将来において外国人の生活保護が5～10倍に膨らむ可能性すら否定できない制度の落とし穴が発覚し、無年金外国人を大量に生み続けている実態を報告します。生活保護予備群が無尽蔵に増え続けていることと同義であり、ただでさえ逼迫している地方財政をさらに苦しめるものです。

実は、外国人のみは年金を脱退することができ、出国時には一時金を得ることができ“脱退一時金”という制度があります。総理所信表明演説に対する代表質問において自由民主党が取り上げたことによりにわかに注目を集めています。また行橋市議会における一般質問においては、過去10年の裁定件数が72万件（e-Stat・政府統計）と膨大であることが執行部答弁により明らかとなっています。

年金を脱退し一時金を得れば年金受給資格を喪失するため、10年にわたって無年金状態に置かれることとなります。再就労したとして将来は極めて低年金状態となります。この制度は、帰国する外国人が我が国の公的年金を掛け捨てにならぬようにという一見するとともに制度で、相手国とも年金期間の合算などができる社会保障協定が締結されるまでの例外的な制度として作られたものでした。

問題を生じたのは、脱退一時金を使っても再入国を妨げておらず、一時帰国のち我が国において再び就労することが可能である点です。永続的に帰国し、我が国の社会保障制度から離脱したままなら問題はありません。しかし、再入国・再度の就労により公的年金（国民年金や厚生年金保険、共済組合等を含む）の被保険者に再びなり、ゼロから改めて年金制度に再加入となるのです。脱退一時金は何度も使うことができ、数年に一度のペースで脱退一時金を活用し現金を得て、やがて老後は無年金状態に陥っていくという制度問題です。

同制度を活用しても一定数の外国人は我が国で働き続けるような状態にあり、仮に就労ビザや留学ビザなどで入国したとしても、10年の在留などの条件をクリアさえすれば将来的に永住者資格を申請することもできます。生活保護法は外国人を対象とはしていませんが、あわせて厚生労働省は局長通知（社発第三八二号・昭和二十九年五月八日）において「永住者」についても準用した法的保護の対象とする行政処置を求めています。そのため、生活が困窮した要因が自らの意思で年金を脱退し一時金を得たことであったとしても、老齢年金の受給権を有さず就労できない高齢者については、日本人であれ外国の方であれ生活保護の対象となり、各自治体の生活支援担当窓口では拒否することは難しい実態に置かれています。

脱退一時金の金額は低くはありません。膨大な申請がされていることから明かなように士業からすると一般的な制度で、様々なモデルが多数のweb広告に掲載されています。一般事務に関する質問として実際のケースを問い、市行政で試算を求めたところ実態を裏付ける答弁を得ています。

ケース1 技能実習生	(給料17万円/月) 3年	還付額目安 559,980円
B国から技能実習生として来日。介護施設で3年働き技能実習期間が終了し帰国。 内訳 ①脱退一時金 447,984円 + ②源泉所得税分 111,996円		

ケース2 特定技能	(給料22万円/月) 5年	還付額目安 1,207,800円
M国から「特定技能」で入国し、日本の飲食店で5年間働いて帰国した場合。 内訳 ①脱退一時金 966,240円 + ②源泉所得税分 241,560円		

ケース3 語学学校講師	(1年目28万円、2年目30万円/月)	還付額目安 614,880円
JETプログラムで来日し、地方の小学校で2年間にわたり英語の教師として勤務。 内訳 ①脱退一時金 491,904円 + ②源泉所得税分 122,976円		

ケース4 日本企業勤務	(28万円/月+賞与30万円×2回/年) 5年	還付額目安 1,537,240円
留学生として来日し日本の大学を卒業、日本企業で5年間就労して帰国。 内訳 ①脱退一時金 1,229,800円 + ②源泉所得税分 307,440円		

相当の金額のため、実際に退職した状態でありますから本制度を活用することは、置き換えて考えれば当然のことで、前述のように再入国が妨げられていないため一定数が再び日本で就労するのは自然な流れです。しかしながら離職時の日本人には得ることができない金銭であり、例えば派遣社員で雇い止めにあった日本人と外国人を比較すると制度名の如何を問わず、国民から理解を得られるものではありません。

別の角度からの問題もあり、自らの年金を取り崩したお金であるにせよ、実態としては退職金や満期雇用金のような形となっています。劣悪な労働環境であっても容認を強いる“餌”のように映っている可能性もあり、さらに5年を超えて就労すれば無期雇用（いわゆる正社員雇用など）にせねばならないところ、外国人に自ら離職させることで非正規状態に据え置く効果を生じている可能性を指摘します。さらに老後の福祉については、地方自治体に負担を押し付けるような恰好であり、これは納税者からも自治体側からもとても納得できるものではありません。

これらの制度問題を内包し、かつ母数が10年で72万件にも上っているにも関わらず、制度を運用している厚生労働省は“脱退一時金を使ったことのある外国人の行方”を調査しておりません。より正確に言えば権限がなく、実は調査方法すら確立していないのです。再入国する際に出入国管理庁は脱退一時金を使ったことがあるか否かを問うておらず、そのため国側にはデータがないことが分かっています。

【脱退一時金 小坪しんや】で検索してください。一般質問時の議事録・代表質問・各国会議員が本件について述べた動画等、印刷費の都合で断念した資料をHPにてまとめています。(2頁)

マイナンバー導入後であれば技術的には可能だと推察しますが、脱退時に年金番号を削除する運用であったようで、過去10年を遡っての調査となれば手動で調査するより方法がないと指摘されています。厚労省は、出入国の把握に要する職権を有していないため、まさに省庁間の事務の狭間に落ち込んでいる状態です。

すでに無年金または低年金状態となり永住資格を有した外国人（もしくは我が国に帰化された方など）が、より端的に言えば『将来的にほぼ確実に生活保護に陥る可能性が極めて高い層』が相当数存在するに至っているにも関わらず、何人が再入国し、かつどの自治体にどれだけ所在しているかという実態が誰にも把握されていないのです。人口規模に拠らず、一部の自治体に数百名単位で集中している可能性は低いとは言えません。脱退一時金を得た外国の方が高齢化を迎えたタイミングで、特定の自治体が甚大な民生費の急増を受け、結果として住民サービスの低下、もしくは福祉破綻する危険があったとしても予見・予測することはできない状態にあるということです。

余談になりますが、出国が条件となってはおりますが、在留資格の転入転出は法定受託事務（中長期在留者住居地届出等事務委託）です。年金機構は自治体からの転出届で申請を受け付けており、本当に出国しているかを国独自で把握しているわけではありません。空港まで市職員が同行し出国を確認しているわけではないので、出国しないまま転出届のみ提出し、国内にいたまま申請することも運用上は可能です。

国会において政権与党である自由民主党が総理所信表明演説に対する代表質問として取り上げ、厚生労働大臣が“関係省庁とも連携しつつ実態把握等を進めて必要な改善を図ることは重要”と答弁を行いました。さらに全国市長会は社会文教委員長が質問者である稲田朋美議員と面会し、全国市長会の理事評議員合同会議にて「実態把握などの調査を行い、政府に対して必要な措置を求めるなどして行くべき」等と委員長が報告を行い了解を得たと伺っております。

では制度改善や実態調査がスムーズに進むのかと言えば楽観視もできません。本制度は平成6年に制定されたものですが、のち3年から5年に期間が延長された経緯もあり、いまは8年や10年に延長せよという声もあがっています。これは安価な労働力を求めるニーズは実際にあり、この制度運用の実態を知られたくない、もしくは拡大したい方もおられるのです。

労働力の減少に対する施策は解決が求められる政治課題です。しかし、高齢化し労働力として魅力を失った外国人に対する将来的な社会保障は具体的な検討すらされず、さも当然のように生活保護の一択しかない状況とされていることは、各種の法定受託事務の事務要領を読み込めば明らかなです。また、かつてのタコ部屋のような労働環境に陥れるための餌として、我が国の制度が機能している実態を「豊かな共生社会」と表現する欺瞞をイデオロギーの如何を問わず諸先輩方は容認しないと強く確信します。

別添の政策資料漫画は、約320万人が閲覧しました。心あるインフルエンサーや各種まとめサイトの協力によるものです。1700自治体議会に対する本書（意見書採択を求める陳情）は送料だけでも4～50万円が必要で、印刷費も含めるとかなりの出費が必要でした。クラウドファンディングではありませんが、個人献金にて支出させて頂いたものです。当然ながら賄いきれるものではなく、私費を投じての政策活動になるでしょう。実は来春（令和5年4月）に改選を控えておりましたが、すべて出し切る覚悟で臨んでおります。

長らく問題視していた政策課題ですが、いまのタイミングとせざるを得なかった理由は、衆院任期が折り返しとなり一定の解散風が吹いた状態でなければ、地方から国に制度改善を求めることは難しいと考えていたためです。過去に遡っての実態調査には膨大な事務負荷が想定され、国側がどこまで前向きかは未知数です。来年には年金の制度改革の議論を控えており、是が非でも議論のテーブルにあげる必要を感じました。そのためには今、地方から声をあげるより方法はないと考えます。

地方議員の先輩方へ。私は、地方議会は素晴らしいなと思っています。最も有権者に近く、目の前に世論があるポジションです。議員各個人がバラバラに動くのではなく、それが議決・意見書採択として形を為した場合、それこそが最も国民に近い世論であると確信しております。

二元代表制下において執行部の権限は強力であれど、議会にしかできないことがあります。それは意思を示すこと。地方自治法99条をただのガス抜きだと笑う方もおりますし、どれだけ意見書があがろうと具体的な動きに結ぶことは確かに多くはありません。しかし議会しか、目に見える形で地方の意思を示すことはできないのです。

次は、私はもう議員ではないかも知れませんが、けれど、いや、だからこそ、届くべき方の元に資料が届きさえすれば、きっと動く。政治は動くと信じているからこそ、一人でも多くの地方議員の先生に届くよう本意見書を送付させて頂きました。もし良ければ、本資料は印刷して全議員に配布をお願いします。

意見書（案）は、どのように修正して頂いても構いません。郵送による陳情の受付可否など各種の手続きあるかと思いますが、（本書を無視しても構いませんので）議員側から提出等、無理をお願いできないでしょうか。何卒、意見書の採択をお願いします。私は本書に願いを託すことしかできません。本書をお読みの、貴職を信じるのみです。あとのことはお任せいたします。地方議会の誇りにかけて。

行橋市議会議員

小坪しんや

住所：福岡県行橋市

事務所：